

令和4年第9回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和4年12月23日（金）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 教育指導課長 子ども未来課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	56号	東京都北区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則	承認
2	57号	東京都北区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について	承認

令和4年第9回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和4年12月23日（金）13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和4年第9回北区教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>はじめに、日程第1、第56号議案「東京都北区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則」を議題に供します。</p> <p>教育指導課長から説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>それでは日程第1、第56号議案「東京都北区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。</p> <p>いじめ問題対策委員会は主に、いじめ対策推進法第28条第1項に規定されるいじめ重大事態の調査を担う附属機関として、重大事態の調査をより効果的かつ迅速に行うために委員の組織に関する規定を改めるほか、オンライン会議に関する規定を新たに設けるため提出するものでございます。</p> <p>3ページ、第56号議案参考資料、東京都北区いじめ問題対策委員会規則新旧対照表をご覧ください。</p> <p>はじめに、第2条中の学識経験者、臨床心理士、社会福祉士、人権擁護委員及び小学校長会、中学校長会、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、民生委員児童委員協議会等の代表を、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等に改めます。</p> <p>次に、第5条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項の次に3、前項の出席は、議事に支障がない場合であって、委員長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法その他の委員長が指定する方法により行うことができるを加えます。</p> <p>そして第5条に5、対策委員会の会議は、公開しない。ただし、委員長が支障がないと認める場合は、公開とするを加えます。</p> <p>最後に付則でございますが、本規則につきましては、公布の日から施行するものいたします。</p> <p>私からの説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
清正教育長	説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	ご説明ありがとうございます。時代の流れに応じたより第三者的な視点が担保される改正で結構だというふうに思います。 以上です。
清正教育長	ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。  (異議なし)
清正教育長	ご異議ないと認め、第56号議案については原案どおり承認することに決定いたします。 次に日程第2、第57号議案「東京都北区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を議題に供します。 教育指導課長から説明をお願いいたします。
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	それでは日程第2、第57号議案「東京都北区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」、説明いたします。 本議案は東京北区いじめ防止条例第14項第5項の規定に基づき、東京都北区いじめ問題対策委員会委員を委嘱するものでございます。 ページを1枚おめくりください。 先ほど第56号議案をご承認いただいたことを受け、このたび東京都北区いじめ問題対策委員会委員として、委嘱させていただきたいのは、弁護士、伊東亜矢子氏。同じく弁護士、森本周子氏。大学教授、中村豊氏。公認心理士、松岡靖子氏の4名です。 なお、委員の任期は令和4年12月26日から令和6年12月25日までの2年間です。 説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

清正教育長	説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	1点だけ教えてください。 先ほどの説明の中に委員長という名称ができてたかと思うのですが、この4名の中で の合議で委員長というのは決まるのでしょうか。
教育指導課 長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課 長	今、委員お話しのとおり、この対策委員の委員の中で決めてまいります。 以上です。
清正教育長	よろしいでしょうか。ほかに。
名島委員	教育長
清正教育長	名島委員
名島委員	ありがとうございます。 この中村豊先生の大学のご専門は何でしょうか。
教育指導課 長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課 長	東京理科大学の先生で、教育課程等の専門の先生でいじめ等の関係のお仕事もされて いるということです。 以上です。
清正教育長	ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  (質疑・意見なし)

清正教育長      それでは特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

                    (異議なし)

清正教育長      ご異議ないと認め、第57号議案は原案どおり承認することに決定いたします。  
                    以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和4年第9回教育委員会臨時会を閉会いたします。